

下野市市民活動センター公衆無線LAN利用規約

(目的)

第1条 この規約は、市民活動センター（以下「センター」という。）を利用する市民及び来館者の利便性向上を目的として、下野市が提供する無線によるインターネット接続サービスの利用について、必要な事項を定めるものである。本サービスの利用者（以下「利用者」という。）は本規約に同意したものとみなす。

(サービスの内容)

第2条 利用者はセンターにおいて公衆無線LANを利用してインターネットに接続することができる。

2 本サービスの利用可能時間はセンターの開館時間内とする。また、イベント開催時等においては、利用可能時間を変更できるものとする。

(利用条件)

第3条 本サービスを利用するための通信機器は、利用者が準備するものとする。

2 本サービスを利用するための通信機器の設定及び接続等操作、セキュリティ対策は利用者が自ら行うものとする。

3 本サービスを利用する場合は「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」及びその他関係法令等を遵守しなければならない。

4 本サービスを利用しての犯罪・迷惑行為及び公序良俗に反する行為を禁止する。

5 本サービスの利用料金は無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、当該利用者がその費用を負担する。

(利用の制限)

第4条 センターの管理者（以下「管理者」という。）は、本サービスに関し、接続機器同士の間での通信及び特定のウェブサイトへの接続を制限することができるものとする。

2 管理者が必要であると判断したときには、個別、または全体の帯域を制限することができるものとする。

(利用の中止)

第5条 利用者が本規約に違反した場合、または管理者が必要と認める措置に従わない場合は、本サービスの利用を中止できるものとする。

(規約の変更)

第6条 本サービスに関して、利用者に予告することなく、利用方法の変更、中止又は廃止

をすることができるものとする。

(免責)

第7条 本サービスの利用、またはサービスの利用中止及び中断によって生じたあらゆる損害について、下野市は一切責任を負わないものとする。